

議案第 4 号

東広島市教育委員会情報ネットワークシステム運用管理要綱の廃止について

東広島市教育委員会情報ネットワークシステム運用管理要綱を廃止する訓令を定めることについて、次のとおり提案する。

令和 4 年 1 月 2 7 日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

東広島市教育情報セキュリティポリシーの制定に伴い、東広島市教育委員会情報ネットワークシステム運用管理要綱（平成 2 5 年 5 月 1 7 日教育委員会訓令第 2 号）を廃止するため、この議案を提出するものである。

2 施行期日

公表の日

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 2 5 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市教育委員会訓令第 号

東広島市教育委員会情報ネットワークシステム運用管理要綱を廃止する訓令を次のように定める。

令和4年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会情報ネットワークシステム運用管理要綱を廃止する訓令

東広島市教育委員会情報ネットワークシステム運用管理要綱（平成25年東広島市教育委員会訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和4年 月 日から施行する。